

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 1 1 号

平成 30 年 1 月 29 日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

- 四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会規則 (総務課) 2
- 四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 11
- 四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 12

### 正 誤

- 平成 29 年 3 月 31 日付け四日市港管理組合公報第 998 号 (総務課) 13

規 則

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会規則をここに公布します。

平成 30 年 1 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 1 号

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年四日市港管理組合条例第 10 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、会長及び 1 人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、会長及び出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(手続の併合又は分離)

第 3 条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び条例第 2 条第 1 号の諮問庁（次条において「諮問庁」という。）にそ

の旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第 4 条 諮問庁は、条例第 2 条第 2 号の公文書又は条例第 2 条第 3 号の保有個人情報に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第 10 条第 1 項の規定により当該公文書又は保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の陳述)

第 5 条 条例第 10 条第 4 項の審査請求人等（以下「審査請求人等」という。）は、意見の陳述をするときは、議長の指示に従い、及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 意見は、審査請求の理由の範囲において陳述すること。
- (2) 重複した意見を陳述しないこと。
- (3) 委員に意見を求め、又は議論をしようとしめないこと。
- (4) 委員を批判し、威嚇し、又は侮辱しないこと。
- (5) 委員が意見を求めたとき以外は発言しないこと。
- (6) 指定された制限時間を超えて陳述しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会の秩序を乱し、審査会の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

2 議長は、審査請求人等が前項の事項を遵守しないとき、又は審査請求人等に不穏当な言動があったときは、その陳述の停止を命じ、又は当該審査請求人等を退出させることができる。この場合において、審査会は、改めて意見を述べる機会を与えることなく、陳述を終結することができる。

(審査請求人等の意見の聴取)

第 6 条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第 10 条第 4 項の規定に基づき鑑定を求め、又は条例第 14 条第 1 項の規定に基づき閲覧させ、若しくは複写させようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査会への提出書類の閲覧等)

第 7 条 条例第 14 条第 1 項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めようとする者は、提出資料閲覧等請求書（第 1 号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により提出資料閲覧等請求書が提出されたときは、当該閲覧の可否を決定し、提出資料閲覧等承諾通知書（第 2 号様式）、提出資料閲覧等一部承諾通知書（第 3 号様式）又は提出資料閲覧等拒否通知書（第 4 号様式）により、当該閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。

3 審査会は、第 1 項の規定による求めに応じる場合において、閲覧を求められた意見書又は資料に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

4 条例第 14 条第 3 項に規定する複写に要する費用の額は、別表のとおりとする。

(出資法人等から諮問を受けた事件の調査審議)

第 8 条 条例第 3 条第 3 項に規定する出資法人等からの諮問に係る事件の調査審議に当たっては、第 2 条から前条までの規定を準用するものとする。

(庶務)

第 9 条 審査会の庶務は、経営企画部総務課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この規則の施行後最初に行われる審査会及び委員の任期満了後最初に行われる審査会の会議は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

(四日市港管理組合情報公開審査会規則の廃止)

3 四日市港管理組合情報公開審査会規則(平成 14 年四日市港管理組合規則第 2 号)は、廃止する。

(四日市港管理組合個人情報保護審査会規則の廃止)

4 四日市港管理組合個人情報保護審査会規則(平成 21 年四日市港管理組合規則第 1 号)は、廃止する。

別表(第 7 条関係)

区分	交付の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付(日本工業規格 A3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1 枚につき 10 円
		カラーの場合 1 枚につき 40 円
2 電磁的記録	用紙に出力したものの交付(日本工業規格 A3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1 枚につき 10 円
		カラーの場合 1 枚につき 40 円

備考

- 1 用紙の両面を使用するときは、片面を 1 枚として費用の額を算定する。
- 2 日本工業規格 A3 判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格 A3 判に相

当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。

目次	内容	金額
1. 雑費	事務用紙、印刷費、通信費、雑用金	100.00
2. 修繕費	建物修繕費、設備修繕費	500.00
3. 運賃	燃料費、運送費	1,200.00
4. 雑損	火災被害金、盗難被害金	200.00
5. 雑収	雑収入、雑収益	300.00

第 1 号様式 (第 7 条関係)

提出資料閲覧等請求書

年 月 日

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会会長 宛て

(〒 一 )

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては事務所等の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

連絡先 (法人その他の団体にあつては担当者の氏名及び連絡先)

電話番号

ファクシミリ番号

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会への提出資料の閲覧・複写を求めます。

意見書の名称又は資料の名称等	
閲覧等の方法 (1又は2のいずれか一方の□に、レ印を付してください。       )	1 <input type="checkbox"/> 閲覧を希望 [閲覧後、必要な部分の写しの交付も含む。] ----- 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付を希望 [ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付 ]

以下の欄は記入しないでください。

備 考	
-----	--

第 2 号様式 (第 7 条関係)

## 提出資料閲覧等承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会会長



年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部 . 課 (室) 担当 〔電話番号 〕
備考	

- 注 1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。
- 2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。



第 3 号様式 (第 7 条関係)

提出資料閲覧等一部承諾通知書

第 号  
年 月 日

様

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会会長



年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしましたので通知します。

意見書の名称又は資料の名称等	
承諾しないこととした部分	
承諾しない理由	
閲覧等を実施する日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時
閲覧等を実施する場所	
事務担当	部 課 (室) 担当 [電話番号 ]
備考	

- 注 1 指定された日時が都合の悪い場合は、当該日時までに事務担当へ必ず御連絡ください。実施する別の日時を改めて指定します。
- 2 閲覧・複写を受ける際は、この通知書を係員に提示してください。

第 4 号様式 (第 7 条関係)

提出資料閲覧等拒否通知書

第 年 月 日 号

様

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会会長



年 月 日付けで請求のありました審査会への提出資料の閲覧・複写については、四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり拒否することとしましたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等		
承諾しない理由		
事務担当	部 課 (室) 〔電話番号〕	担当
備考		

四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 30 年 1 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 2 号

四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合情報公開条例施行規則（平成 14 年四日市港管理組合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 46 条」を「第 31 条」に改める。

第 6 条第 1 項中「四日市港管理組合情報公開審査会諮問書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第 2 項中「四日市港管理組合情報公開審査会諮問通知書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第 11 条中「第 39 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 44 条」を「第 29 条」に改める。

第 12 号様式中「四日市港管理組合情報公開審査会諮問書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、「四日市港管理組合情報公開審査会会長」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

第 13 号様式中「四日市港管理組合情報公開審査会諮問通知書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「四日市港管理組合情報公開審査会」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 30 年 1 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 3 号

四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則（平成 21 年四日市港管理組合規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 62 条」を「第 47 条」に改める。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 5 条第 3 項の実施機関が定める情報）

第 2 条の 2 条例第 5 条第 3 項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手

続が行われたこと。

第 19 条第 1 項中「四日市港管理組合個人情報保護審査会諮問書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に改め、同条第 2 項中「四日市港管理組合個人情報保護審査会諮問通知書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第 20 条中「第 60 条」を「第 45 条」に改める。

第 24 号様式中「四日市港管理組合個人情報保護審査会諮問書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問書」に、「四日市港管理組合個人情報保護審査会会長」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会会長」に改める。

第 25 号様式中「四日市港管理組合個人情報保護審査会諮問通知書」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「四日市港管理組合個人情報保護審査会」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

---

正 誤

平成 29 年 3 月 31 日付け四日市港管理組合公報第 998 号に掲載しました、目次中

ページ	行	誤	正
1	下から 1	被服貸与規定	被服等貸与規定

（注）本組合は、三重県四日市市霞二丁目 1-1 番地（旧四日市市霞二丁目 1-1 番地）に事務所を設け、同所から業務を執行する。また、本組合は、三重県四日市市霞二丁目 1-1 番地（旧四日市市霞二丁目 1-1 番地）に事務所を設け、同所から業務を執行する。また、本組合は、三重県四日市市霞二丁目 1-1 番地（旧四日市市霞二丁目 1-1 番地）に事務所を設け、同所から業務を執行する。

（注）本組合は、三重県四日市市霞二丁目 1-1 番地（旧四日市市霞二丁目 1-1 番地）に事務所を設け、同所から業務を執行する。また、本組合は、三重県四日市市霞二丁目 1-1 番地（旧四日市市霞二丁目 1-1 番地）に事務所を設け、同所から業務を執行する。また、本組合は、三重県四日市市霞二丁目 1-1 番地（旧四日市市霞二丁目 1-1 番地）に事務所を設け、同所から業務を執行する。

---

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1  
 四日市港管理組合経営企画部総務課  
 電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---